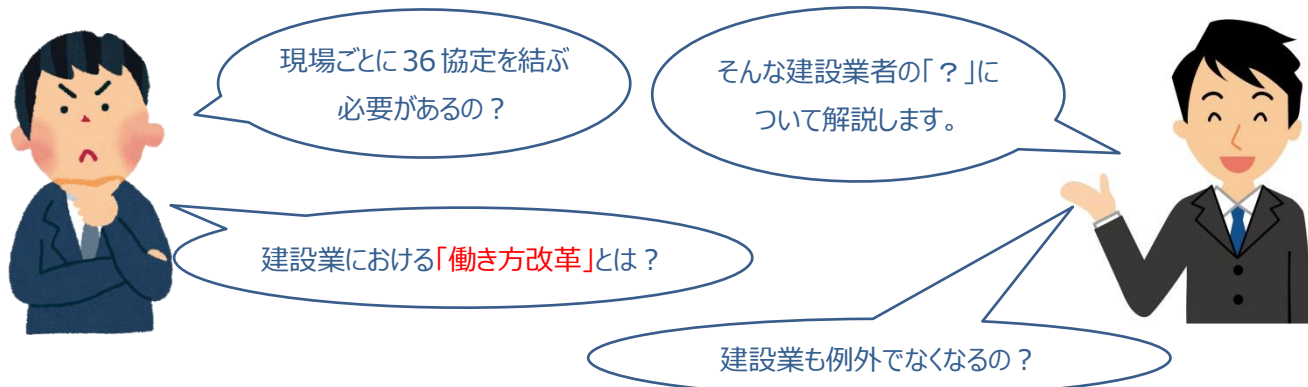


『建設業における働き方改革セミナー』

～関連法律の解説と建設現場における「労務管理」のポイント～



今まで建設業は、「時間外労働の限度に関する基準」（36協定）の適用除外業務となっていました。2019年4月1日から「働き方改革関連法案」が順次施行され、時間外労働の上限規制については、今まで上限規制の適用除外であった建設業も2024年4月以降は、他業種同様適用になり、守らないと罰則が課せられます。すなわち、給与を一人でも払っている人がいれば、労働基準法の対象になり、「働き方改革関連法案」の対象となるわけです。

また、昨今の人手不足からみても、労働環境の整っていない会社は、優秀な人材を確保することが困難になると思われるため、労働時間や、最低限の労務管理体制の整備は今後の建設業においては必須となります。

このセミナーでは、順次施行される法律に沿って36協定の意味と作成方法、労働条件の明示、雇用契約書の作成方法、建設現場における労務管理のポイント、有給休暇の管理方法など、知っておくべき必要不可欠な労務管理の知識について詳しく解説します。

日 時 会 場	大阪	平成31年03月01日（金）14:00～16:30	エルおおさか
	岡山	平成31年03月08日（金）14:00～16:30	岡山国際交流センター
	東京①	平成31年03月14日（木）14:00～16:30	虎ノ門4丁目MTビル2号館
	東京②	平成31年03月15日（金）14:00～16:30	虎ノ門4丁目MTビル2号館
	名古屋	平成31年03月22日（金）14:00～16:30	愛知県建設業会館
	札幌	平成31年04月11日（木）14:00～16:30	かでる2・7
	東京③	平成31年04月12日（金）14:00～16:30	虎ノ門4丁目MTビル2号館
	東京④	平成31年05月15日（水）14:00～16:30	虎ノ門4丁目MTビル2号館
講 師	野中 格（建設業労働災害防止協会 セーフティエキスパート） 櫻井 好美（特定社会保険労務士）		
受講料	6,000円（登録建設業経理士の方は3,000円）		

※ 各会場とも定員に達した時点で締め切ります。

【お問い合わせ先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 3階

TEL.03-5425-1261 FAX.03-5425-1262

<http://www.farci.or.jp/> 「建設産業経理研究機構」で検索

○本セミナーのお申込み方法 <下記①②いずれかの方法でお申し込み下さい>

①インターネットにてお申し込み

URL : https://farcisakura.ne.jp/form/seminar/entry_n.php

☆『建設産業経理研究機構』で検索してください。トップページにセミナーのご案内が表示されます。

②FAXにてお申し込み

下記にご記入頂き、FAX送信してください。

建設業における働き方改革セミナー 申込用紙

FAX 03-5425-1262

会場	↓ ご希望の会場に「○」をご記入ください。		
	大阪	平成31年03月01日(金) 14:00~16:30	エルおおさか
	岡山	平成31年03月08日(金) 14:00~16:30	岡山国際交流センター
	東京①	平成31年03月14日(木) 14:00~16:30	虎ノ門4丁目MTビル2号館
	東京②	平成31年03月15日(金) 14:00~16:30	虎ノ門4丁目MTビル2号館
	名古屋	平成31年03月22日(金) 14:00~16:30	愛知県建設業会館
	札幌	平成31年04月11日(木) 14:00~16:30	かでる2・7
	東京③	平成31年04月12日(金) 14:00~16:30	虎ノ門4丁目MTビル2号館
	東京④	平成31年05月15日(水) 14:00~16:30	虎ノ門4丁目MTビル2号館
フリガナ			
参加者氏名	※会場の都合上、各社1名までの参加とさせていただきます。		
会社名			
会社所在地	〒		
E-mail			
TEL			
FAX			

※この申込書にご記入いただいた情報は、本セミナーの受付・管理に利用いたします。